

## 素材の検知業務請負契約約款

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、契約書記載の事業の請負契約の履行に関しては、契約書に定めるもののほか、この約款及び仕様書に基づき、これを実施しなければならない。

2 乙は、契約書・契約約款及び仕様書に明示されていない事項又は、この契約の履行に関し疑義を生じたときは、甲又は甲の指定する監督職員の指示に従うものとする。

3 この契約に関し、乙が甲に提出する書類は、特別の事情のない限り監督職員を経由しなければならない。

4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって、甲に提出された日とみなす。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第3条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより次の職務を行うものとする。

(1) 事業の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示及び承諾。

(2) 第5条に規定する施設及び支給材料の接受。

(現場代理人及び検知業務従事者)

第4条 乙は、現場代理人及び検知業務従事者を定め、事業着手前に書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。

第4項の規定により変更した場合又は都合により変更した場合も同様とする。

2 乙又は乙の現場代理人は、監督職員の指示に従い事業現場の取締り、事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 検知業務従事者は、甲の指定した場所において仕様書に基づき、監督職員の指示に従い、検知業務に関する事項を処理しなければならない。

4 甲は、現場代理人及び検知業務従事者がこの契約履行上著しく不適當であると認めるときは、その交替を乙に請求することが出来る。

(支給材料及び貸与品)

第5条 甲が事業の実施のため必要と認めて乙に支給する作業材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する作業機器（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、引渡場所、引渡期間、使用期間、その他必要事項については仕様書に

よる。

- 2 乙は、支給材料及び貸与品を受領したときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給材料及び貸与品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、事業の完了、変更又は契約解除に際し、不要となった支給材料及び貸与品を監督職員の指示に従い、その指定する時期及び場所において甲に返還しなければならない。
- 5 乙が、故意又は過失により、支給材料及び貸与品を滅失若しくは損傷したときは、甲の認定する金額を損害賠償として、甲の指定した期間内に納付しなければならない。

（事業の変更中止、数量の増減）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、事業内容を変更し又は事業を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。  
この場合において、請負予定金額又は事業期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して契約の変更を行うものとする。

- 2 請負予定数量に30パーセント以上の増減がある場合は、前項に準じて契約の変更を行うものとする。
- 3 甲は、第1項の事業打切りのため生じた乙の損害を賠償するものとし、その損害額は甲と乙が協議して定める。

（乙の請求による期間の延長）

第7条 乙は、事業期間内に事業を完了することができない場合は、甲に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の場合においてその理由が正当と認められるときは、事業期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知するものとする。

（乙の損害賠償義務）

第8条 乙は、乙又は乙の現場代理人若しくは検知業務従事者が、国有林野又は産物に損害を加えたときは、甲の認定に従い、指定した期間内に賠償しなければならない。

（検査及び引渡し）

第9条 乙は、事業を完了したときは、速やかに完了届を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に現場代理人又は、検知業務従事者の立会いのうえ検査を行わなければならない。  
この場合、乙が立会わず又は立会うことができないときは、乙は、甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 甲は、前項の検査に合格したときをもって、目的物の引渡しを受けたものとする。

4 乙は、検査に合格しないときは、甲の指示に基づき、指定期間内にこれを手直しして更に検査を受けなければならない。

5 数量の検査及び材積計算法は、日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法によるものとする。

（請負代金の支払）

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲が、その責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。

この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 第1項による請負代金の確定方法は、別紙請負代金確定算定書によるものとする。

（部分払）

第11条 乙は、事業完了前に完済部分（検査合格数量）に対する請負代金の確定方法相当額の9／10以内の金額について部分払を請求することができる。

ただし、原則として月1回を超えてすることはできない。

2 甲は、第1項の規定により乙から部分完了届があったときは、遅滞なく検査を行い、検査結果を乙に通知するものとする。

3 完済部分について、検査に合格したときは、甲はその引渡しを受けたものとする。

4 本条の規定により検査を行う場合は、第9条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

（履行遅滞の違約金）

第12条 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内に事業を完了することができない場合であって、甲が相当と認めるまでに完了の見込みがあるときは、甲は、乙から違約金を徴収してその期間を延長することができる。

2 前項の規定により期間の延長を承認した場合においては、乙は、事業期間の翌日から甲の認めた期間までの日数につき、請負予定金額に対して年3パーセントの割合で計算した額を遅滞違約金として甲に納付しなければならない。

3 前条第3項の規定により、甲が一部引渡しを受けた場合においては、請負予定金額から完済部分に対する請負代金相当額を控除した残額に対して前項に準じ計算した額を遅滞違約金とする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、事業に着手すべき時期を過ぎても事業に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 乙が自己の都合により契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、事業の完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負代金相当額を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合は、請負予定金額の1/10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(債権、債務の相殺)

第14条 甲は、乙が本契約に基づき、甲に納付すべき違約金、賠償金があるときは、甲からの支払金額と相殺することができる。

(労働安全衛生)

第15条 乙は、事業の施行に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

第16条 この契約については、紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停により速やかに解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、甲と乙が協議して選定するものとする。

(契約外の事項)

第17条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。